

檜山振興局口蹄疫侵入防止対策本部設置要領

(平成22年5月21日制定)

(平成22年6月9日改正)

(平成24年4月2日改正)

(平成26年4月15日改正)

1 趣 旨

近隣諸外国において酪農・畜産に大きな影響を与える口蹄疫の発生が続いていることから、檜山振興局管内への口蹄疫の侵入防止対策に万全を期すため、「檜山振興局口蹄疫侵入防止対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 組 織

対策本部の構成員は、別表1のとおりとする。

3 会議の招集

対策本部は、本部長が招集する。

また、本部長不在の場合は、副本部長が招集する。

4 附議事項

対策本部に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 檜山振興局管内における口蹄疫侵入防止対策の局内等の連絡調整に関する事
- (2) 農場における侵入防止対策に関する事
- (3) 畜産関係者における防疫対策に関する事
- (4) 物流における防疫対策に関する事
- (5) 偶蹄類に属する野生動物の監視等に関する事
- (6) 道民及び来道者への協力依頼に関する事
- (7) 情報の収集に関する事
- (8) 広報に関する事
- (9) その他必要な事項

5 庶 務

対策本部の庶務は、檜山振興局産業振興部農務課において処理する。

6 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(別表1)

檜山振興局口蹄疫侵入防止対策本部 構成員

区 分	所 属	職 名
本 部 長		副 局 長
副本部長		産業振興部長
構 成 員	地域政策部	地域政策部長
		総務課長
		地域政策課長
	保健環境部	保健環境部長
		保健行政室長
		環境福祉長
		健康推進課長
		生活衛生課長
		社会福祉課長
		環境生活課長
		産業振興部
	農務課長	
	農務課主幹	
	農村振興課長	
	林務課長	
	檜山農業改良普及センター所長	
	檜山農業改良普及センター 檜山北部支所長	
	檜山家畜保健衛生所長	
	渡島総合振興局 保健環境部	今金地域保健支所長
		八雲食肉衛生検査所長
	渡島総合振興局 函館建設管理部	江差出張所長
		奥尻出張所長
		今金出張所長
	檜山教育局	次長
		教育支援課長
	北海道警察函館方面本部	警備課長
	北海道函館方面 江差警察署	副署長
北海道函館方面 せたな警察署	副署長	